

令和6年12月10日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料

(令和6年12月5日付託分)

県土整備局

目 次

ページ

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表【県土整備局関係】	1
2	収入証紙に関する条例 新旧対照表	8
3	神奈川県手数料条例 新旧対照表【県土整備局関係】	38
4	宅地建物取引業法施行条例 新旧対照表	74
5	港湾の設置及び管理等に関する条例 新旧対照表	76
6	神奈川県建築基準条例 新旧対照表	80

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表【県土整備局関係】

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～135（略）	（略）	1～135（略）	（略）
<u>135の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）並びに法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。）の施行のための規則に基づく次の事務</u> <u>(1) 法第12条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事を許可すること。</u> <u>(2) 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、工事主の氏名等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。</u> <u>(3) 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証を交付し、及び文書をもって不許可の旨を通知すること。</u> <u>(4) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について協議を行うこと。</u> <u>(5) 法第16条第1項の規定により、宅地造成等に関する工事の計画の変更を許可すること。</u> <u>(6) 法第16条第2項の規定に</u>	<u>鎌倉市、藤沢市及び小田原市（鎌倉市にあつては左欄(1)から(7)までに掲げる事務のうち土石の堆積に係るものを除き、藤沢市及び小田原市にあつては左欄(9)から(11)までに掲げる事務のうち法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）</u>	(新規)	

改 正	現 行
<u>より、宅地造成等に関する工事の計画の軽微な変更の届出を受理すること。</u> (7) <u>法第17条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を検査すること。</u> (8) <u>法第17条第2項の規定により、検査済証を交付すること。</u> (9) <u>法第18条第1項の規定により、特定工程に係る工事を検査すること。</u> (10) <u>法第18条第2項の規定により、中間検査合格証を交付すること。</u> (11) <u>法第19条第1項の規定により、宅地造成等に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。</u> (12) <u>法第20条第1項の規定により、法第12条第1項又は第16条第1項の許可を取り消すこと。</u> (13) <u>法第20条第2項の規定により、工事の施行の停止を命じ、及び宅地造成等に伴う災害防止措置をとることを命ずること。</u> (14) <u>法第20条第3項の規定により、土地の使用を禁止し、及び制限し、並びに災害防止措置をとることを命ずること。</u> (15) <u>法第20条第4項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事の施行の停止を命ずること。</u> (16) <u>法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずること。</u>	

改 正	現 行
(17) <u>法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止措置に要した費用について、工事主等又は土地所有者等に負担させること。</u> (18) <u>法第21条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域の指定の際既に行われている宅地造成等に関する工事についての届出を受理すること。</u> (19) <u>法第21条第2項の規定により、工事主の氏名等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。</u> (20) <u>法第21条第3項の規定により、宅地造成等工事規制区域内における擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。</u> (21) <u>法第21条第4項の規定により、宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した旨の届出を受理すること。</u> (22) <u>法第22条第2項の規定により、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。</u> (23) <u>法第23条第1項の規定により、土地所有者等に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。</u> (24) <u>法第23条第2項の規定により、土地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置</u>	

改 正		現 行	
<u>若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の全部又は一部を行うことを命ずること。</u> <u>(25) 法第24条第1項の規定により、職員に、土地に立ち入り、宅地造成等に関する工事の状況を検査させること。</u> <u>(26) 法第25条の規定により、宅地造成等工事規制区域内の土地及び当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。</u> <u>(27) (1)から(26)までに掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u>			
135の3	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</u> <u>(1) 法及び省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u> <u>(2) (1)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</u>	茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町	(新規)
136	宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項 _____の規定によりなお	鎌倉市及び藤沢市	136 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお

改 正		現 行	
従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制 _____ _____ _____ _____ _____に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（_____）以下この項において「法」という。）並びに法の施行のための規則に基づく次の事務（削除） （削除） （1）・（2）（略） （3） 法第12条第3項において準用する法第11条の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の変更に<u>ついて協議を行うこと。</u> （4）～（9）（略） （10） 法第14条第5項（法第17条第3項_____において準用する場合を含む。）の規定により、法第14条第2項及び第3項に規定する必要な措置を自ら行い、並びにその命じた者又は委任した者に行わせるこ		従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制並びに同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる造成宅地防災区域の指定の効力及び解除並びに造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）並びに法の施行のための規則に基づく次の事務 （1） <u>法第8条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事を許可すること。</u> （2） <u>法第11条（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について協議を行うこと。</u> （3）・（4）（略） （新規） （5）～（10）（略） （11） 法第14条第5項（法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、法第14条第2項及び第3項に規定する必要な措置を自ら行い、並びにその命じた者又は委任した者に行わせるこ	

改 正		現 行	
と。 (削除)		と。 <u>(12) 法第15条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域の指定の際既に行われている宅地造成に関する工事についての届出を受理すること。</u>	
(削除)		<u>(13) 法第15条第2項の規定により、宅地造成工事規制区域内における擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。</u>	
(削除)		<u>(14) 法第15条第3項の規定により、宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した旨の届出を受理すること。</u>	
<u>(11)～(13)</u> (略)		<u>(15)～(17)</u> (略)	
<u>(14)</u> 法第18条第1項 _____ _____ _____の規定により、宅地に立ち入り、宅地造成に関する工事の状況を検査すること。		<u>(18)</u> 法第18条第1項 (法第23条において準用する場合を含む。) の規定により、宅地に立ち入り、宅地造成に関する工事の状況を検査すること。	
<u>(15)</u> 法第19条 _____ _____ _____の規定により、宅地及び当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めること。 (削除)		<u>(19)</u> 法第19条 (法第23条において準用する場合を含む。) の規定により、宅地及び当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めること。	
(削除)		<u>(20) 法第20条第2項の規定により、造成宅地防災区域の全部又は一部について同条第1項の指定を解除すること。</u>	
(削除)		<u>(21) 法第21条第2項の規定により、造成宅地所有者等に対して、法第20条第1項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。</u>	
(削除)		<u>(22) 法第22条第1項の規定により、造成宅地所有者等に</u>	

改 正		現 行	
(削除)		<u>対して、擁壁等の設置等を命ずること。</u> <u>(23) 法第22条第2項の規定により、造成宅地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置等を命ずること。</u> <u>(24) (1)から(23)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u>	
<u>(16) (1)から(15)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u>			
137 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項 _____ の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する<u>工事の規制</u> _____ _____ _____ _____ _____に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（以下この項において「法」という。）並びに宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（ _____ 以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務 (1)・(2) (略)	(略)	137 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する<u>工事等の規制並びに同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる造成宅地防災区域の指定の効力及び解除並びに造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（以下この項において「法」という。）並びに宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</u> (1)・(2) (略)	(略)
138～160 (略)	(略)	138～160 (略)	(略)

2 収入証紙に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 76 号）新旧対照表

〈第 2 条関係〉

改 正		現 行	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1 <u>一般旅券発給手数料</u> <u>一般旅券渡航先追加手数料</u>	神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）第2条	1 <u>特定住宅用地認定申請手数料</u> <u>譲渡予定価額審査手数料</u>	神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）第2条
2 <u>狩猟免許申請手数料</u> <u>狩猟免許状再交付手数料</u> <u>狩猟免許更新申請手数料</u> <u>狩猟者登録手数料</u> <u>狩猟者変更登録手数料</u> <u>狩猟者登録証再交付手数料</u> <u>狩猟者記章再交付手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条	2 <u>猟銃等製造事業許可申請手数料</u> <u>猟銃等販売事業許可申請手数料</u> <u>猟銃等種類変更許可申請手数料</u> <u>猟銃等工場等移転許可申請手数料</u> <u>電気工事士免状交付手数料</u> <u>電気工事士免状再交付手数料</u> <u>電気工事士免状書換え手数料</u> <u>電気工事業登録申請手数料</u> <u>登録電気工事業者更新登録申請手数料</u> <u>登録電気工事業者登録証訂正手数料</u> <u>登録電気工事業者登録証再交付手数料</u> <u>登録電気工事業者登録簿謄本交付手数料</u> <u>登録電気工事業者登録簿閲覧手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条
3 <u>販売従事登録申請手数料</u> <u>販売従事登録証書換え交付手数料</u> <u>販売従事登録証再交付手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条	3 <u>移送取扱所設置許可申請手数料</u> <u>移送取扱所変更許可申請手数料</u> <u>移送取扱所設置完成検査手数料</u> <u>移送取扱所変更完成検査手数料</u> <u>移送取扱所仮使用承認申請手数料</u> <u>危険物取扱者免状交付手数料</u> <u>危険物取扱者免状書換え手数料</u>	神奈川県消防法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第4号）第2条

改 正		現 行	
		<u>危険物取扱者免状再交付手数料</u> <u>危険物取扱者講習手数料</u> <u>移送取扱所保安検査手数料</u> <u>消防設備士免状交付手数料</u> <u>消防設備士免状書換え手数料</u> <u>消防設備士免状再交付手数料</u> <u>消防設備士講習手数料</u>	
4 <u>と畜検査手数料</u>	<u>と畜場法施行条例（平成15年神奈川県条例第7号）第2条</u>	4 <u>火薬類製造営業許可申請手数料</u> <u>火薬類販売営業許可申請手数料</u> <u>火薬庫設置等許可申請手数料</u> <u>火薬庫変更許可申請手数料</u> <u>火薬類製造施設完成検査手数料</u> <u>火薬庫完成検査手数料</u> <u>火薬類譲渡許可申請手数料</u> <u>火薬類譲受許可申請手数料</u> <u>火薬類輸入許可申請手数料</u> <u>火薬類消費許可申請手数料</u> <u>火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付手数料</u> <u>火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付手数料</u> <u>特定施設又は火薬庫の保安検査手数料</u>	<u>神奈川県火薬類取締法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第5号）第2条</u>
5 <u>不動産鑑定業者登録申請手数料</u> <u>不動産鑑定業者登録更新申請手数料</u> <u>不動産鑑定業者登録換え申請手数料</u>	<u>神奈川県手数料条例第2条</u>	5 <u>高圧ガス製造許可申請手数料</u> <u>高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料</u> <u>高圧ガス第一種貯蔵所設置許可申請手数料</u>	<u>神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第6号）第2条</u>

改 正		現 行		
	<u>浄化槽工事業登録申請手数料</u> <u>浄化槽工事業更新登録申請手数料</u> <u>浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料</u> <u>浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料</u> <u>小規模不動産特定共同事業登録申請手数料</u> <u>小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料</u> <u>解体工事業者登録申請手数料</u> <u>解体工事業者登録更新申請手数料</u>		<u>料</u> <u>高压ガス第一種貯蔵所変更許可申請手数料</u> <u>料</u> <u>高压ガス製造完成検査手数料</u> <u>高压ガス第一種貯蔵所設置完成検査手数料</u> <u>料</u> <u>高压ガス製造施設変更完成検査手数料</u> <u>高压ガス第一種貯蔵所変更完成検査手数料</u> <u>料</u> <u>輸入高压ガス及びその容器の検査手数料</u> <u>高压ガス製造保安責任者免状交付手数料</u> <u>高压ガス製造保安責任者免状再交付手数料</u> <u>料</u> <u>高压ガス販売主任者免状交付手数料</u> <u>高压ガス販売主任者免状再交付手数料</u> <u>高压ガス製造施設保安検査手数料</u> <u>高压ガス容器検査又は再検査の手数料</u> <u>高压ガス容器附属品検査又は再検査の手数料</u> <u>高压ガス容器検査所登録又は登録更新の申請手数料</u> <u>高压ガス容器に充てんする高压ガスの種類又は圧力の変更の刻印等手数料</u>	
6	<u>宅地建物取引業免許申請手数料</u> <u>宅地建物取引業免許更新申請手数料</u> <u>宅地建物取引業者名簿等閲覧手数料</u> <u>宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料</u>	<u>宅地建物取引業法施行条例（平成12年神奈川県条例第17号）第2条</u>	6 <u>液化石油ガス販売事業登録申請手数料</u> <u>液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料</u> <u>液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料</u> <u>保安機関認定申請手数料</u> <u>保安機関認定更新申請手数料</u>	<u>神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第7号）第2条</u>

改 正		現 行		
		<u>保安機関の一般消費者等の数の増加認可申請手数料</u> <u>液化石油ガス販売事業者認定申請手数料</u> <u>貯蔵施設等設置許可申請手数料</u> <u>貯蔵施設等変更許可申請手数料</u> <u>貯蔵施設等設置完成検査手数料</u> <u>貯蔵施設等変更完成検査手数料</u> <u>充てん設備許可申請手数料</u> <u>充てん設備変更許可申請手数料</u> <u>充てん設備設置完成検査手数料</u> <u>充てん設備変更完成検査手数料</u> <u>充てん設備保安検査手数料</u> <u>液化石油ガス設備士免状交付手数料</u> <u>液化石油ガス設備士免状再交付手数料</u> <u>液化石油ガス設備士免状書換え手数料</u>		
7	<u>建設業許可申請手数料</u> <u>建設業許可更新申請手数料</u> <u>経営規模等評価手数料</u> <u>総合評定値通知手数料</u> <u>経営状況分析手数料</u> <u>建設業許可申請書等閲覧手数料</u> <u>建設業許可申請書等の写しの交付手数料</u> <u>建設業許可証明書又は確認書の交付手数料</u> <u>経営規模等評価申請書又は総合評定値通知申請書の提出済証明書交付手数料</u> <u>経営規模等評価又は総合評定値の通知証</u>	建設業法施行条例（平成22年神奈川県条例第74号）第2条	7 <u>全国通訳案内士登録申請手数料</u> <u>全国通訳案内士登録証訂正手数料</u> <u>全国通訳案内士登録証再交付手数料</u> <u>一般旅券発給手数料</u> <u>一般旅券渡航先追加手数料</u> <u>旅行業登録申請手数料</u> <u>旅行業者代理業登録申請手数料</u> <u>旅行業更新登録申請手数料</u> <u>旅行業変更登録申請手数料</u> <u>旅行サービス手配業登録申請手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条

改 正		現 行	
	明書交付手数料		
8	教育職員普通免許状 授与等手数料 教育職員特別免許状 授与手数料 教育職員臨時免許状 授与等手数料 教育職員検定手数料 教育職員免許状書換 え手数料 教育職員免許状再交 付手数料 銃砲刀剣類登録申請 手数料 銃砲刀剣類登録証再 交付申請手数料 美術刀剣類製作承認 申請手数料	神奈川県手数料条例第 2 条	
8	蜜蜂転飼許可申請手 数料	神奈川県蜜蜂転飼調整 条例（昭和29年神奈川県 条例第48号）第 6 条	
9	公害紛争の調停又は 仲裁の申請手数料 公害紛争の調停手続 参加申立て手数料	公害紛争処理法に規定 するあつせん、調停及び 仲裁に係る手数料等に 関する条例（昭和45年神 奈川県条例第44号）第 2 条第 1 項	
10	家畜商免許手数料 家畜商講習手数料 家畜商免許証書換え 交付手数料 家畜商免許証再交付 手数料 漁業許可申請手数料 漁業許可変更許可申 請手数料 漁業権免許申請手数 料 漁業権共有認可申請 手数料 漁業権分割変更免許 申請手数料 個別漁業権を目的と する抵当権設定認可 申請手数料 漁業権移転認可申請 手数料 休業中の漁業許可申 請手数料 免許漁業原簿の謄本 又は抄本の交付手数 料	神奈川県手数料条例第 2 条	

改正	現 行
	<u>漁場図の謄本又は抄本の交付手数料</u> <u>免許漁業原簿閲覧手数料</u> <u>漁船登録申請手数料</u> <u>漁船登録票再交付手数料</u> <u>漁船検認手数料</u> <u>漁船登録変更申請手数料</u> <u>漁船登録謄本交付手数料</u> <u>小型漁船総トン数測度手数料</u> <u>家畜人工授精師免許申請手数料</u> <u>家畜人工授精に関する講習手数料</u> <u>家畜人工授精所開設許可申請手数料</u> <u>家畜人工授精師免許証書換え交付手数料</u> <u>家畜人工授精師免許証再交付手数料</u> <u>家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料</u> <u>家畜人工授精所開設許可証再交付手数料</u> <u>農産物登録検査機関登録申請手数料</u> <u>農産物登録検査機関登録更新申請手数料</u> <u>農産物登録検査機関変更登録申請手数料</u> <u>輸出水産物製造事業場登録申請手数料</u> <u>ふ化業者登録申請手数料</u> <u>ふ化場確認申請手数料</u> <u>医薬品販売業許可申請手数料（動物用）</u> <u>医薬品販売業許可更新申請手数料（動物用）</u> <u>配置従事者身分証明書交付手数料（動物用）</u>

改正	現行
	<u>配置従事者身分証明書書換え交付手数料（動物用）</u> <u>配置従事者身分証明書再交付手数料（動物用）</u> <u>販売従事登録申請手数料（動物用）</u> <u>高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料（動物用）</u> <u>高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料（動物用）</u> <u>再生医療等製品販売業の許可申請手数料（動物用）</u> <u>再生医療等製品販売業の許可更新申請手数料（動物用）</u> <u>医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料（動物用）</u> <u>医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料（動物用）</u> <u>販売従事登録証書換え交付手数料（動物用）</u> <u>販売従事登録証再交付手数料（動物用）</u> <u>生産事業者登録手数料</u> <u>生産事業者講習手数料</u> <u>生産事業者登録証書換え交付手数料</u> <u>生産事業者登録証再交付手数料</u> <u>種苗証明申請手数料</u>

改正	現行
	<u>一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料</u> <u>一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料</u> <u>一般廃棄物処理施設である熱回収施設認定申請手数料</u> <u>一般廃棄物処理施設である熱回収施設認定更新申請手数料</u> <u>一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可申請手数料</u> <u>一般廃棄物処理施設設置法人合併又は分割の認可申請手数料</u> <u>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料</u> <u>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更認定申請手数料</u> <u>産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料</u> <u>産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</u> <u>産業廃棄物処分業許可申請手数料</u> <u>産業廃棄物処分業許可更新申請手数料</u> <u>産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料</u> <u>産業廃棄物処分業変更許可申請手数料</u> <u>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料</u> <u>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</u> <u>特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料</u> <u>特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請</u>

改 正	現 行
	<u>手数料</u> <u>特別管理産業廃棄物</u> <u>収集運搬業変更許可</u> <u>申請手数料</u> <u>特別管理産業廃棄物</u> <u>処分業変更許可申請</u> <u>手数料</u> <u>産業廃棄物処理施設</u> <u>設置許可申請手数料</u> <u>産業廃棄物処理施設</u> <u>変更許可申請手数料</u> <u>産業廃棄物処理施設</u> <u>である熱回収施設認</u> <u>定申請手数料</u> <u>産業廃棄物処理施設</u> <u>である熱回収施設認</u> <u>定更新申請手数料</u> <u>産業廃棄物処理施設</u> <u>譲受け又は借受けの</u> <u>許可申請手数料</u> <u>産業廃棄物処理施設</u> <u>設置法人合併又は分</u> <u>割の認可申請手数料</u> <u>廃棄物再生事業者登</u> <u>録申請手数料</u> <u>遊漁船業者登録申請</u> <u>手数料</u> <u>遊漁船業者登録更新</u> <u>申請手数料</u> <u>遊漁船業者登録簿謄</u> <u>本交付手数料</u> <u>遊漁船業者登録簿閲</u> <u>覧手数料</u> <u>第一種フロン類充填</u> <u>回収業者登録申請手</u> <u>数料</u> <u>第一種フロン類充填</u> <u>回収業者登録更新申</u> <u>請手数料</u> <u>指定調査機関指定申</u> <u>請手数料</u> <u>汚染土壌処理業許可</u> <u>申請手数料</u> <u>汚染土壌処理業許可</u> <u>更新申請手数料</u> <u>汚染土壌処理業変更</u> <u>許可申請手数料</u> <u>汚染土壌処理業譲渡</u> <u>及び譲受承認申請手</u> <u>数料</u>

改 正	現 行
	<u>汚染土壌処理業法人 合併又は分割承認申 請手数料</u> <u>汚染土壌処理業相続 承認申請手数料</u> <u>指定調査機関指定更 新申請手数料</u> <u>引取業者登録申請手 数料</u> <u>引取業者登録更新申 請手数料</u> <u>フロン類回収業者登 録申請手数料</u> <u>フロン類回収業者登 録更新申請手数料</u> <u>解体業許可申請手数 料</u> <u>解体業許可更新申請 手数料</u> <u>破砕業許可申請手数 料</u> <u>破砕業許可更新申請 手数料</u> <u>破砕業変更許可申請 手数料</u> <u>狩猟免許申請手数料</u> <u>狩猟免許再交付手数 料</u> <u>狩猟免許更新申請手 数料</u> <u>狩猟者登録手数料</u> <u>狩猟者変更登録手数 料</u> <u>狩猟者登録証再交付 手数料</u> <u>狩猟者記章再交付手 数料</u> 11 <u>指定居宅サービス事 業者指定申請手数料</u> <u>指定居宅サービス事 業者指定更新申請手 数料</u> <u>指定介護老人福祉施 設指定申請手数料</u> <u>指定介護老人福祉施 設指定更新申請手数 料</u> <u>介護老人保健施設開 設許可手数料</u> 介護保険法施行条例（平 成12年神奈川県条例第 27号）第9条

改 正	現 行
	<u>介護老人保健施設変更許可手数料</u> <u>介護老人保健施設開設許可更新手数料</u> <u>介護医療院開設許可手数料</u> <u>介護医療院変更許可手数料</u> <u>介護医療院開設許可更新手数料</u> <u>指定介護予防サービス事業者指定申請手数料</u> <u>指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料</u> 12 <u>ふぐ包丁師試験手数料</u> 13 <u>第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> <u>第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料</u> <u>第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> <u>准看護師試験手数料</u> <u>准看護師試験合格証明書交付手数料</u> <u>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料</u> <u>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料</u> <u>毒物劇物取扱者試験手数料</u> <u>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料</u> <u>毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票書換え交付手数料</u> <u>毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票再交付手数料</u> 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）第18条 神奈川県手数料条例第2条

改 正	現 行
	<u>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請経由手数料</u> <u>覚醒剤施用機関指定申請手数料</u> <u>覚醒剤研究者指定申請手数料</u> <u>覚醒剤原料取扱者指定申請手数料</u> <u>覚醒剤原料研究者指定申請手数料</u> <u>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証再交付経由手数料</u> <u>覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料</u> <u>麻薬卸売業者免許申請手数料</u> <u>麻薬研究者免許申請手数料</u> <u>麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証再交付手数料</u> <u>(麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付に係る手数料を除く。)</u> <u>向精神薬卸売業者免許申請手数料</u> <u>向精神薬試験研究施設設置者の登録申請手数料</u> <u>調理師試験手数料</u>

改 正	現 行										
	<u>配置従事者身分証明書交付手数料</u> <u>配置従事者身分証明書書換え交付手数料</u> <u>配置従事者身分証明書再交付手数料</u> <u>登録販売者試験手数料</u> <u>販売従事登録申請手数料</u> <u>販売従事登録証書換え交付手数料</u> <u>販売従事登録証再交付手数料</u> <u>製菓衛生師試験手数料</u> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="818 786 1139 891"> 14 <u>クリーニング師試験手数料</u> </td><td data-bbox="1139 786 1445 891"> <u>クリーニング業法施行条例（平成14年神奈川県条例第69号）第2条</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="818 891 1139 1010"> 15 <u>と畜検査手数料</u> </td><td data-bbox="1139 891 1445 1010"> <u>と畜場法施行条例（平成15年神奈川県条例第7号）第2条</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="818 1010 1139 1391"> 16 <u>小売市場許可申請手数料</u> <u>小売市場の床面積増加又は貸付条件若しくは譲渡条件の変更の許可申請手数料</u> <u>貸金業者登録申請手数料</u> <u>貸金業者登録更新申請手数料</u> </td><td data-bbox="1139 1010 1445 1391"> <u>神奈川県手数料条例第2条</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="818 1391 1139 1720"> 17 <u>指定検査等手数料</u> <u>特定計量器検定手数料</u> <u>装置検査手数料</u> <u>基準器検査手数料</u> <u>計量証明事業登録等手数料</u> <u>計量証明検査手数料</u> </td><td data-bbox="1139 1391 1445 1720"> <u>神奈川県計量法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第12号）第2条</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="818 1720 1139 2024"> 18 <u>職業訓練指導員免許手数料</u> <u>職業訓練指導員免許証再交付手数料</u> <u>職業訓練指導員試験手数料</u> <u>技能検定合格証書再交付手数料</u> </td><td data-bbox="1139 1720 1445 2024"> <u>職業能力開発促進法施行条例（平成12年神奈川県条例第13号）第10条第1項</u> </td></tr> </table>	14 <u>クリーニング師試験手数料</u>	<u>クリーニング業法施行条例（平成14年神奈川県条例第69号）第2条</u>	15 <u>と畜検査手数料</u>	<u>と畜場法施行条例（平成15年神奈川県条例第7号）第2条</u>	16 <u>小売市場許可申請手数料</u> <u>小売市場の床面積増加又は貸付条件若しくは譲渡条件の変更の許可申請手数料</u> <u>貸金業者登録申請手数料</u> <u>貸金業者登録更新申請手数料</u>	<u>神奈川県手数料条例第2条</u>	17 <u>指定検査等手数料</u> <u>特定計量器検定手数料</u> <u>装置検査手数料</u> <u>基準器検査手数料</u> <u>計量証明事業登録等手数料</u> <u>計量証明検査手数料</u>	<u>神奈川県計量法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第12号）第2条</u>	18 <u>職業訓練指導員免許手数料</u> <u>職業訓練指導員免許証再交付手数料</u> <u>職業訓練指導員試験手数料</u> <u>技能検定合格証書再交付手数料</u>	<u>職業能力開発促進法施行条例（平成12年神奈川県条例第13号）第10条第1項</u>
14 <u>クリーニング師試験手数料</u>	<u>クリーニング業法施行条例（平成14年神奈川県条例第69号）第2条</u>										
15 <u>と畜検査手数料</u>	<u>と畜場法施行条例（平成15年神奈川県条例第7号）第2条</u>										
16 <u>小売市場許可申請手数料</u> <u>小売市場の床面積増加又は貸付条件若しくは譲渡条件の変更の許可申請手数料</u> <u>貸金業者登録申請手数料</u> <u>貸金業者登録更新申請手数料</u>	<u>神奈川県手数料条例第2条</u>										
17 <u>指定検査等手数料</u> <u>特定計量器検定手数料</u> <u>装置検査手数料</u> <u>基準器検査手数料</u> <u>計量証明事業登録等手数料</u> <u>計量証明検査手数料</u>	<u>神奈川県計量法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第12号）第2条</u>										
18 <u>職業訓練指導員免許手数料</u> <u>職業訓練指導員免許証再交付手数料</u> <u>職業訓練指導員試験手数料</u> <u>技能検定合格証書再交付手数料</u>	<u>職業能力開発促進法施行条例（平成12年神奈川県条例第13号）第10条第1項</u>										

改 正	現 行						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="805 174 1141 253"></td><td data-bbox="1141 174 1455 253"></td></tr> <tr> <td data-bbox="805 253 1141 488"> 19 <u>屋外広告物表示等許可申請手数料</u> <u>屋外広告業登録申請手数料</u> <u>屋外広告業更新登録申請手数料</u> </td><td data-bbox="1141 253 1455 488"> 神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第46条 </td></tr> <tr> <td data-bbox="805 488 1141 2072"> 20 <u>建築物に関する確認申請等手数料</u> <u>建築物に関する完了検査申請等手数料</u> <u>建築物に関する中間検査申請等手数料</u> <u>検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料</u> <u>道路位置指定申請手数料</u> <u>道路位置指定の変更又は一部廃止申請手数料</u> <u>道路位置指定の廃止申請手数料</u> <u>建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料</u> <u>建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る許可申請手数料</u> <u>公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料</u> <u>道路内における建築認定申請手数料</u> <u>公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料</u> <u>壁面線外における建築許可申請手数料</u> <u>用途地域における建築等許可申請手数料</u> <u>特殊建築物等敷地許可申請手数料</u> <u>住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請</u> </td><td data-bbox="1141 488 1455 2072"> 神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19 </td></tr> </table>			19 <u>屋外広告物表示等許可申請手数料</u> <u>屋外広告業登録申請手数料</u> <u>屋外広告業更新登録申請手数料</u>	神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第46条	20 <u>建築物に関する確認申請等手数料</u> <u>建築物に関する完了検査申請等手数料</u> <u>建築物に関する中間検査申請等手数料</u> <u>検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料</u> <u>道路位置指定申請手数料</u> <u>道路位置指定の変更又は一部廃止申請手数料</u> <u>道路位置指定の廃止申請手数料</u> <u>建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料</u> <u>建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る許可申請手数料</u> <u>公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料</u> <u>道路内における建築認定申請手数料</u> <u>公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料</u> <u>壁面線外における建築許可申請手数料</u> <u>用途地域における建築等許可申請手数料</u> <u>特殊建築物等敷地許可申請手数料</u> <u>住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請</u>	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19
19 <u>屋外広告物表示等許可申請手数料</u> <u>屋外広告業登録申請手数料</u> <u>屋外広告業更新登録申請手数料</u>	神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第46条						
20 <u>建築物に関する確認申請等手数料</u> <u>建築物に関する完了検査申請等手数料</u> <u>建築物に関する中間検査申請等手数料</u> <u>検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料</u> <u>道路位置指定申請手数料</u> <u>道路位置指定の変更又は一部廃止申請手数料</u> <u>道路位置指定の廃止申請手数料</u> <u>建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料</u> <u>建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る許可申請手数料</u> <u>公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料</u> <u>道路内における建築認定申請手数料</u> <u>公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料</u> <u>壁面線外における建築許可申請手数料</u> <u>用途地域における建築等許可申請手数料</u> <u>特殊建築物等敷地許可申請手数料</u> <u>住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請</u>	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19						

改 正	現 行
	手数料 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 建築物の敷地面積の許可申請手数料 建築物の高さの特例認定申請手数料 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料 建築物の高さの許可申請手数料 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 高度地区における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さ

改正	現行
	<u>の特例許可申請手数料</u> <u>居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料</u> <u>居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u> <u>特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料</u> <u>特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u> <u>景観地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u> <u>景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料</u> <u>景観地区における建築物の敷地面積の許可申請手数料</u> <u>景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u> <u>再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率、建築物の高さ又は建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u> <u>再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料</u> <u>建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建</u>

改 正	現 行
	<u>建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u> <u>高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料</u> <u>区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u> <u>地区計画等の区域における建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料</u> <u>予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料</u> <u>仮設興行場等建築許可申請手数料</u> <u>1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料</u> <u>一の敷地内にあるとみなされる一団地内の1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料</u> <u>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料</u> <u>一の敷地内にあるとみなされる一団地内の1又は2以上の建築物の特例許可申請手数料</u> <u>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料</u>

改 正	現 行
	<u>公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料</u> <u>公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料</u> <u>公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料</u> <u>複数建築物の認定等の取消し申請手数料</u> <u>一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u> <u>既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料</u> <u>既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料</u> <u>既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料</u> <u>既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料</u> <u>用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料</u> <u>用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料</u>

改 正	現 行
	<u>建築設備に関する確認申請等手数料</u> <u>建築設備に関する完了検査申請等手数料</u> <u>建築設備に関する中間検査申請等手数料</u> <u>工作物に関する確認申請等手数料</u> <u>工作物に関する完了検査申請等手数料</u> <u>工作物に関する中間検査申請等手数料</u> <u>建築物の敷地と道路との関係の制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料</u> <u>道路内における建築制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料</u>
	21 <u>採石業者登録申請手数料</u> <u>採石業務管理者認定申請手数料</u> <u>採石業務管理者試験手数料</u> <u>岩石採取計画認可申請手数料</u> <u>岩石採取計画変更認可申請手数料</u> <u>あっせん申請手数料</u> <u>仲裁申請手数料</u> <u>事業認定申請手数料</u> <u>特殊車両通行許可申請手数料</u> <u>建設機械の打刻又は検認の申請手数料</u> <u>優良宅地造成認定申請手数料</u> <u>優良住宅新築認定申請手数料</u> <u>不動産鑑定業者登録申請手数料</u> <u>不動産鑑定業者登録更新申請手数料</u> <u>不動産鑑定業者登録換え申請手数料</u>

神奈川県手数料条例第2条

改 正	現 行
	<u>砂利採取業者登録申請手数料</u> <u>砂利採取業務主任者認定申請手数料</u> <u>砂利採取業務主任者試験手数料</u> <u>砂利採取計画認可申請手数料</u> <u>砂利採取計画変更認可申請手数料</u> <u>開発行為許可申請手数料</u> <u>開発行為変更許可申請手数料</u> <u>市街化調整区域内等における建築物特例許可申請手数料</u> <u>予定建築物等以外の建築等許可申請手数料</u> <u>開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料</u> <u>開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料</u> <u>開発登録簿の写しの交付手数料</u> <u>積立式宅地建物販売業許可申請手数料</u> <u>浄化槽工事業登録申請手数料</u> <u>浄化槽工事業更新登録申請手数料</u> <u>浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料</u> <u>浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料</u> <u>不動産特定共同事業許可申請手数料</u> <u>小規模不動産特定共同事業登録申請手数料</u> <u>小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料</u> <u>予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請</u>

改 正	現 行
	<u>手数料</u> <u>良質住宅新築認定申請手数料</u> <u>大深度地下使用認可申請手数料</u> <u>解体工事業者登録申請手数料</u> <u>解体工事業者登録更新申請手数料</u> <u>要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料</u> <u>適合通知の申出があった特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等申請手数料</u> <u>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</u> <u>登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料</u> <u>建築基準関係規定の適合審査の申出があった長期優良住宅建築等計画の認定等申請手数料</u> <u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u> <u>変更部分についての登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料</u> <u>譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u> <u>長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料</u>

改正	現行
	<u>請手数料</u> <u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</u> <u>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</u> <u>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</u> <u>建築基準関係規定の適合審査の申出があった低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料</u> <u>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</u> <u>変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</u> <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料</u> <u>計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料</u> <u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u> <u>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料</u> <u>建築基準関係規定の適合審査の申出があった建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料</u> <u>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u>

改 正	現 行
	<u>変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料</u> <u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u> <u>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料</u> <u>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料</u> <u>地域福利増進事業における土地使用权等の裁定申請手数料</u> <u>地域福利増進事業における土地等使用权の延長裁定申請手数料</u> <u>特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料</u>
	22 <u>宅地造成工事許可申請手数料</u> <u>宅地造成工事計画変更許可申請手数料</u> 神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第15号）第2条
	23 <u>宅地建物取引業免許申請手数料</u> <u>宅地建物取引業免許更新申請手数料</u> <u>宅地建物取引業者名簿等閲覧手数料</u> <u>宅地建物取引士資格登録簿登録手数料</u> <u>宅地建物取引士資格登録移転申請手数料</u> <u>宅地建物取引士証交付申請手数料</u> <u>宅地建物取引士証有効期間更新申請手数料</u> <u>宅地建物取引士証再交付申請手数料</u> 宅地建物取引業法施行条例（平成12年神奈川県条例第17号）第2条

改正	現 行						
	<table> <tr> <td data-bbox="805 174 1141 293"><u>宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料</u></td><td data-bbox="1141 174 1457 293"></td></tr> <tr> <td data-bbox="805 293 1141 1384"> 24 <u>建設業許可申請手数料</u> <u>建設業許可更新申請手数料</u> <u>建設工事紛争処理あっせん手数料</u> <u>建設工事紛争処理調停手数料</u> <u>建設工事紛争処理仲裁手数料</u> <u>経営規模等評価手数料</u> <u>総合評定値通知手数料</u> <u>経営状況分析手数料</u> <u>建設業許可申請書等閲覧手数料</u> <u>建設業許可申請書の写しの交付手数料</u> <u>建設業許可証明書又は確認書の交付手数料</u> <u>経営規模等評価申請書又は総合評定値通知申請書の提出済証明書交付手数料</u> <u>経営規模等評価又は総合評定値の通知証明書交付手数料</u> </td><td data-bbox="1141 293 1457 1384"> <u>建設業法施行条例（平成22年神奈川県条例第74号）第2条</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="805 1384 1141 2018"> 25 <u>教育職員普通免許状授与等手数料</u> <u>教育職員特別免許状授与手数料</u> <u>教育職員臨時免許状授与等手数料</u> <u>教育職員検定手数料</u> <u>教育職員免許状書換え手数料</u> <u>教育職員免許状再交付手数料</u> <u>銃砲刀剣類登録申請手数料</u> <u>銃砲刀剣類登録証再交付申請手数料</u> <u>美術刀剣類製作承認申請手数料</u> </td><td data-bbox="1141 1384 1457 2018"> <u>神奈川県手数料条例第2条</u> </td></tr> </table>	<u>宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料</u>		24 <u>建設業許可申請手数料</u> <u>建設業許可更新申請手数料</u> <u>建設工事紛争処理あっせん手数料</u> <u>建設工事紛争処理調停手数料</u> <u>建設工事紛争処理仲裁手数料</u> <u>経営規模等評価手数料</u> <u>総合評定値通知手数料</u> <u>経営状況分析手数料</u> <u>建設業許可申請書等閲覧手数料</u> <u>建設業許可申請書の写しの交付手数料</u> <u>建設業許可証明書又は確認書の交付手数料</u> <u>経営規模等評価申請書又は総合評定値通知申請書の提出済証明書交付手数料</u> <u>経営規模等評価又は総合評定値の通知証明書交付手数料</u>	<u>建設業法施行条例（平成22年神奈川県条例第74号）第2条</u>	25 <u>教育職員普通免許状授与等手数料</u> <u>教育職員特別免許状授与手数料</u> <u>教育職員臨時免許状授与等手数料</u> <u>教育職員検定手数料</u> <u>教育職員免許状書換え手数料</u> <u>教育職員免許状再交付手数料</u> <u>銃砲刀剣類登録申請手数料</u> <u>銃砲刀剣類登録証再交付申請手数料</u> <u>美術刀剣類製作承認申請手数料</u>	<u>神奈川県手数料条例第2条</u>
<u>宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料</u>							
24 <u>建設業許可申請手数料</u> <u>建設業許可更新申請手数料</u> <u>建設工事紛争処理あっせん手数料</u> <u>建設工事紛争処理調停手数料</u> <u>建設工事紛争処理仲裁手数料</u> <u>経営規模等評価手数料</u> <u>総合評定値通知手数料</u> <u>経営状況分析手数料</u> <u>建設業許可申請書等閲覧手数料</u> <u>建設業許可申請書の写しの交付手数料</u> <u>建設業許可証明書又は確認書の交付手数料</u> <u>経営規模等評価申請書又は総合評定値通知申請書の提出済証明書交付手数料</u> <u>経営規模等評価又は総合評定値の通知証明書交付手数料</u>	<u>建設業法施行条例（平成22年神奈川県条例第74号）第2条</u>						
25 <u>教育職員普通免許状授与等手数料</u> <u>教育職員特別免許状授与手数料</u> <u>教育職員臨時免許状授与等手数料</u> <u>教育職員検定手数料</u> <u>教育職員免許状書換え手数料</u> <u>教育職員免許状再交付手数料</u> <u>銃砲刀剣類登録申請手数料</u> <u>銃砲刀剣類登録証再交付申請手数料</u> <u>美術刀剣類製作承認申請手数料</u>	<u>神奈川県手数料条例第2条</u>						

改 正	現 行						
	<table> <tr> <td data-bbox="813 174 1141 477">26 <u>運転適性検査手数料</u></td><td data-bbox="1141 174 1455 477">神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例（昭和42年神奈川県条例第37号）第3条第2項</td></tr> <tr> <td data-bbox="813 477 1141 790">27 <u>自動車保管場所証明書交付申請手数料</u> <u>自動車保管場所証明書再交付手数料</u> <u>保管場所標章交付手数料</u> <u>保管場所標章再交付手数料</u></td><td data-bbox="1141 477 1455 790">自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例（昭和47年神奈川県条例第12号）第2条第1項及び第3条第1項</td></tr> <tr> <td data-bbox="813 790 1141 2085">28 <u>風俗営業遊技機認定申請手数料</u> <u>風俗営業遊技機検定申請手数料</u> <u>風俗営業許可申請手数料</u> <u>風俗営業許可証再交付手数料</u> <u>風俗営業相続承認申請手数料</u> <u>風俗営業合併承認申請手数料</u> <u>風俗営業分割承認申請手数料</u> <u>風俗営業構造（設備）変更承認申請手数料</u> <u>風俗営業許可証書換え手数料</u> <u>風俗営業特例認定申請手数料</u> <u>風俗営業認定証再交付手数料</u> <u>風俗営業遊技機交替（増設）承認申請手数料</u> <u>風俗営業管理者講習手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業営業開始届出確認書交付手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業</u></td><td data-bbox="1141 790 1455 2085">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第44号）第6条及び第18条</td></tr> </table>	26 <u>運転適性検査手数料</u>	神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例（昭和42年神奈川県条例第37号）第3条第2項	27 <u>自動車保管場所証明書交付申請手数料</u> <u>自動車保管場所証明書再交付手数料</u> <u>保管場所標章交付手数料</u> <u>保管場所標章再交付手数料</u>	自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例（昭和47年神奈川県条例第12号）第2条第1項及び第3条第1項	28 <u>風俗営業遊技機認定申請手数料</u> <u>風俗営業遊技機検定申請手数料</u> <u>風俗営業許可申請手数料</u> <u>風俗営業許可証再交付手数料</u> <u>風俗営業相続承認申請手数料</u> <u>風俗営業合併承認申請手数料</u> <u>風俗営業分割承認申請手数料</u> <u>風俗営業構造（設備）変更承認申請手数料</u> <u>風俗営業許可証書換え手数料</u> <u>風俗営業特例認定申請手数料</u> <u>風俗営業認定証再交付手数料</u> <u>風俗営業遊技機交替（増設）承認申請手数料</u> <u>風俗営業管理者講習手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業営業開始届出確認書交付手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業</u>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第44号）第6条及び第18条
26 <u>運転適性検査手数料</u>	神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例（昭和42年神奈川県条例第37号）第3条第2項						
27 <u>自動車保管場所証明書交付申請手数料</u> <u>自動車保管場所証明書再交付手数料</u> <u>保管場所標章交付手数料</u> <u>保管場所標章再交付手数料</u>	自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例（昭和47年神奈川県条例第12号）第2条第1項及び第3条第1項						
28 <u>風俗営業遊技機認定申請手数料</u> <u>風俗営業遊技機検定申請手数料</u> <u>風俗営業許可申請手数料</u> <u>風俗営業許可証再交付手数料</u> <u>風俗営業相続承認申請手数料</u> <u>風俗営業合併承認申請手数料</u> <u>風俗営業分割承認申請手数料</u> <u>風俗営業構造（設備）変更承認申請手数料</u> <u>風俗営業許可証書換え手数料</u> <u>風俗営業特例認定申請手数料</u> <u>風俗営業認定証再交付手数料</u> <u>風俗営業遊技機交替（増設）承認申請手数料</u> <u>風俗営業管理者講習手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業営業開始届出確認書交付手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業</u>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第44号）第6条及び第18条						

改正	現行
	<u>届出確認書再交付手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業許可申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業構造（設備）変更承認申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業特例認定申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業認定証再交付手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業管理者講習手数料</u>
	29 <u>古物営業許可申請手数料</u> <u>古物営業許可証再交付手数料</u> <u>古物営業許可証書換え手数料</u> <u>古物競りあっせん業務実施方法認定申請手数料</u> <u>質屋営業許可申請手数料</u> <u>質屋営業所移転許可申請手数料</u> <u>質屋営業所管理者新設又は変更の許可申請手数料</u> <u>質屋営業許可証書換え手数料</u> <u>質屋営業許可証再交付手数料</u> <u>核燃料物質等運搬証明書交付手数料</u> <u>核燃料物質等運搬証明書書換え手数料</u> <u>核燃料物質等運搬証明書再交付手数料</u>

神奈川県手数料条例第2条

改 正	現 行
	<u>銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料</u> <u>認知機能検査手数料</u> <u>猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料</u> <u>クロスボウの取扱いに関する講習手数料</u> <u>猟銃の操作及び射撃に関する技能検定手数料</u> <u>猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料</u> <u>国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料</u> <u>銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料</u> <u>銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料</u> <u>猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料</u> <u>射撃教習に係る資格認定申請手数料</u> <u>射撃練習に係る資格認定申請手数料</u> <u>年少射撃資格認定申請手数料</u> <u>年少射撃資格認定証書換え手数料</u> <u>年少射撃資格認定証再交付手数料</u> <u>年少射撃資格認定のための講習手数料</u> <u>クロスボウ射撃資格認定申請手数料</u> <u>警備業認定申請手数料</u> <u>警備業認定更新申請手数料</u> <u>警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料</u>

改正	現行
	<u>警備員指導教育責任者講習手数料</u> <u>警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料</u> <u>警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料</u> <u>警備員の指導及び教育に関する講習手数料</u> <u>警備員等検定手数料</u> <u>警備員等検定合格証明書交付手数料</u> <u>警備員等検定合格証明書書換え手数料</u> <u>警備員等検定合格証明書再交付手数料</u> <u>機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料</u> <u>機械警備業務管理者講習手数料</u> <u>機械警備業務管理者資格者証書換え手数料</u> <u>機械警備業務管理者資格者証再交付手数料</u> <u>改正前の警備業法による警備員等検定合格者の審査手数料</u> <u>自動車運転代行業認定申請手数料</u> 30 <u>火薬類運搬証明書交付手数料</u> 31 <u>確認事務登録手数料</u> <u>確認事務登録更新手数料</u> <u>駐車監視員資格者証交付手数料</u> <u>駐車監視員資格者講習手数料</u> <u>駐車監視員資格者認定手数料</u> <u>駐車監視員資格者証書換え交付手数料</u> <u>駐車監視員資格者証再交付手数料</u>

神奈川県火薬類取締法
関係手数料条例第2条

神奈川県道路交通法関係
手数料条例（平成12年
神奈川県条例第18号）
第2条

改正	現行
	<u>特定自動運行許可申請手数料</u> <u>特定自動運行計画変更許可申請手数料</u> <u>道路使用許可申請手数料</u> <u>道路使用許可証再交付手数料</u> <u>認知機能検査員講習手数料</u> <u>運転経歴証明書交付手数料</u> <u>運転経歴証明書再交付手数料</u> <u>運転経歴情報記録手数料</u> <u>運転免許試験手数料</u> <u>検査手数料</u> <u>再試験手数料</u> <u>免許証交付手数料</u> <u>免許証再交付手数料</u> <u>特定免許情報記録手数料</u> <u>免許証等更新手数料</u> <u>経由手数料</u> <u>認知機能検査手数料</u> <u>運転技能検査手数料</u> <u>審査手数料</u> <u>技能検定員資格者証交付手数料</u> <u>技能検定員審査手数料</u> <u>教習指導員資格者証交付手数料</u> <u>教習指導員審査手数料</u> <u>国外運転免許証交付手数料</u> <u>講習手数料</u> <u>通知手数料</u> 32 <u>収用又は使用の裁決申請手数料</u> <u>損失補償の裁決申請手数料</u> <u>協議の確認申請手数料</u> <u>土地収用法以外の法律の規定による裁決</u>
	<u>神奈川県手数料条例第2条</u>

改 正	現 行	
	<u>申請手数料</u> <u>都市計画法等の規定</u> <u>による裁決申請手数料</u>	

3 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表【県土整備局関係】

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～7 （略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7 （略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額	手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額
1～41の2 （略）			1～41の2 （略）		
41の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により適合通知の申出があった場合の同法第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の申請に対する審査	適合通知の申出があった特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等申請手数料	(1)・(2) （略） (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関（同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。以下「指定構造計算適合性判定機関」という。）により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額に、次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第48号）による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア～オ （略）	41の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により適合通知の申出があった場合の同法第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の申請に対する審査	適合通知の申出があった特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等申請手数料	(1)・(2) （略） (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関（同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。以下「指定構造計算適合性判定機関」という。）により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額に、次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第48号）による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア～オ （略）
42・43 （略）			42・43 （略）		
44 長期優良住宅の普及の促進に	建築基準関係	(1)・(2) （略） (3) 建築基準法第6条の	44 長期優良住宅の普及の促進に	建築基準関係	(1)・(2) （略） (3) 建築基準法第6条の

改 正			現 行		
		る金額 ア・イ (略) (4) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2項 ____に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（同令 ____第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（ア）～（エ） (略) イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 5万1,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物			る金額 ア・イ (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（ア）～（エ） (略) (新設)

改 正			現 行		
		8 万6, 000円 (ウ) <u>床面積の合計</u> が2, 000平方メー トル以上5, 000平 方メートル未満の <u>建築物</u> 15万円 (エ) <u>床面積の合計</u> が5, 000平方メー トル以上の建築物 22万円 ウ 住宅部分（ア及び イに該当するものを 除く。） 次に掲げ る住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 （ア）～（エ） （略） エ 非住宅部分（<u>建築 物エネルギー消費性 能基準等を定める省 令第1条第1項第1 号に規定する非住宅 部分をいう。以下同 じ。）</u>（同令 第10 条第1号イ(2)及びロ (2)（非住宅部分の全 部を工場等の用途に 供する場合又は非住 宅部分のうち増築、 改築又は修繕等をする 部分が一次エネル ギー消費量モデル建 築物を用いる評価方 法により建築物エネ ルギー消費性能基準 等を定める省令の一 部を改正する省令 （令和4年経済産業 省、国土交通省令第 1号）附則第3項の 一次エネルギー消費 量に関する国土交通 大臣が定める基準に 適合すると認められ る場合（以下「外皮 基準不適用の場合」 という。）にあって は、同号ロ(2)の評			イ 住宅部分（アに ____該当するものを 除く。） 次に掲げ る住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 （ア）～（エ） （略） ウ 非住宅部分（<u>建築 物のエネルギー消費 性能の向上等に関す る法律第11条第1項 ____に規定する非住宅 部分をいう。以下同 じ。）</u>（建築物エネ ルギー消費性能基準 等を定める省令第10 条第1号イ(2)及びロ (2)（非住宅部分の全 部を工場等の用途に 供する場合又は非住 宅部分のうち増築、 改築又は修繕等をする 部分が一次エネル ギー消費量モデル建 築物を用いる評価方 法により建築物エネ ルギー消費性能基準 等を定める省令の一 部を改正する省令 （令和4年経済産業 省、国土交通省令第 1号）附則第3項の 一次エネルギー消費 量に関する国土交通 大臣が定める基準に 適合すると認められ る場合（以下「外皮 基準不適用の場合」 という。）にあって は、同号ロ(2)の評

改 正			現 行		
		価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略) <u>オ</u> 非住宅部分 (<u>エ</u> に該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)			価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略) <u>エ</u> 非住宅部分 (<u>ウ</u> に該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) 第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (以下「登録住宅性能評価機関等」という。) による審査を受けたものに限る。) の認定の申請に対する審査 (次項に該当する場合を除く。)	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1)・(2) (略)	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1)・(2) (略)
51 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項 (同法第55条第2項において	建築基準関係規定の適合審査の申	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲	に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (以下「登録住宅性能評価機関等」という。) による審査を受けたものに限る。) の認定の申請に対する審査 (次項に該当する場合を除く。)	建築基準関係規定の適合審査の申	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲

改 正			現 行		
て準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	出があつた低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料	げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万5,000円 （イ）床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 2万8,000円 （ウ）床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 4万3,000円 （エ）床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 4万8,000円 （オ）床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 5万5,000円 （カ）～（シ） （略） イ （略） (2) （略） (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は	て準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	出があつた低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料	げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万円 （イ）床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 1万8,000円 （ウ）床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 2万8,000円 （エ）床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 3万6,000円 （新設） （オ）～（サ） （略） イ （略） (2) （略） (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は

改 正			現 行		
		特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略)			特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略)
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) (略) (2) <u>一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。)</u>の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅</u> 1万2,500円 イ <u>床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅</u> 1万4,000円 (3) <u>一戸建ての住宅(1)及び(2)に該当するものを除く。)</u>の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ (略) (4) <u>一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)</u>の場合 当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。))について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ <u>既に計画の認定を受けた住宅部分(建築物エネルギー消費</u>	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) (略) (新設) (2) <u>一戸建ての住宅(1) _____に該当するものを除く。)</u>の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ (略) (3) <u>一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)</u>の場合 当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。))について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) (新設)

改 正			現 行		
		性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 2万5,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 4万3,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 7万5,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 11万円 ウ 既に計画の認定を受けた住宅部分 (ア及びイに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) エ (略) オ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (エに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略) カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部			イ 既に計画の認定を受けた住宅部分 (アに_____該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) ウ (略) エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (ウに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略) オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部

改 正			現 行		
		分 49の項(4)の規定の例により算定した金額（この場合において、 <u>同項(4)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。</u> ）			分 49の項(3)の規定の例により算定した金額（この場合において、 <u>同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。</u> ）
53	(略)		53	(略)	
54	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円	54	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合（(2)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物 11万円 イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円 オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円 カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円
		(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ			(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による

改		正	現		行
		<u>(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。)</u> <u>の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が</u> <u>200平方メートル未満の一戸建ての住宅</u> <u>2 万5, 000円</u> <u>イ 床面積の合計が</u> <u>200平方メートル以上の一戸建ての住宅</u> <u>2 万8, 000円</u>			<u>申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が</u> <u>1, 000平方メートル未満の建築物</u> <u>2 万6, 000円</u> <u>イ 床面積の合計が</u> <u>1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満の建築物</u> <u>3 万8, 000円</u> <u>ウ 床面積の合計が</u> <u>2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の建築物</u> <u>9 万5, 000円</u> <u>エ 床面積の合計が</u> <u>5, 000平方メートル以上1 万平方メートル未満の建築物</u> <u>14万円</u> <u>オ 床面積の合計が1 万平方メートル以上2 万5, 000平方メートル未満の建築物</u> <u>18万円</u> <u>カ 床面積の合計が2 万5, 000平方メートル以上の建築物</u> <u>22万円</u>
		<u>(3) 一戸建ての住宅 ((1)及び(2)に該当するものを除く。)</u> <u>の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が</u> <u>200平方メートル未満の一戸建ての住宅</u> <u>3 万4, 000円</u>			<u>(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合 ((4)に掲げる場合を除く。)</u> <u>次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が</u> <u>1, 000平方メートル未満の建築物</u> <u>29万円</u>

改 正			現 行		
		<u>イ 床面積の合計が 200平方メートル以 上の一戸建ての住宅 3万8,000円</u>			<u>イ 床面積の合計が 1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満の建築物 37万円</u>
					<u>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満の建築物 53万円</u>
					<u>エ 床面積の合計が 5,000平方メートル 以上1万平方メート ル未満の建築物 65万円</u>
					<u>オ 床面積の合計が1 万平方メートル以上 2万5,000平方メー トル未満の建築物 77万円</u>
					<u>カ 床面積の合計が2 万5,000平方メート ル以上の建築物 87万円</u>
		<u>(4) 一の建築物（一戸建 ての住宅を除く。次項 において同じ。）の場 合 当該申請又は請求 に係る建築物の部分に ついて、次に掲げる建 築物の部分の区分に応 じそれぞれ次に定める 金額を合算した金額</u>			<u>(4) 建築物エネルギー消 費性能基準等を定める 省令第1条第1項第1 号ロ以外の評価方法に よる申請又は請求をさ れた工場、倉庫、卸売 市場その他これらに類 する用途のみに供する 建築物の場合 次に掲 げる非住宅部分の床面 積の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額</u>
		<u>ア 住宅部分（共用部 分の審査を要しない 場合にあつては、共 用部分を除く。以下 この項、次項(2)ア及 びウ、56の項(4)アか らウまで、57の項(2) ア、59の項(4)アから ウまで、60の項(2)ア 及びウ並びに61の項 (2)ア及びウにおいて 同じ。）（建築物エ ネルギー消費性能基 準等を定める省令第 1条第1項第2号イ</u>			<u>ア 床面積の合計が 1,000平方メートル 未満の建築物 3万1,000円</u>

改 正			現 行		
		(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 3万3,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 5万7,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円 イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 5万1,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 8万6,000円			イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 4万3,000円

改		正	現		行
		<u>(ウ) 床面積の合計</u> <u>が2,000平方メー</u> <u>トル以上5,000平</u> <u>方メートル未満の</u> <u>建築物</u> 15万円			
		<u>(エ) 床面積の合計</u> <u>が5,000平方メー</u> <u>トル以上の建築物</u> 22万円			
	ウ	<u>住宅部分（ア及び</u> <u>イに該当するものを</u> <u>除く。） 次に掲げ</u> <u>る住宅部分の床面積</u> <u>の区分に応じ、それ</u> <u>ぞれ次に定める金額</u> <u>(ア) 床面積の合計</u> <u>が300平方メート</u> <u>ル未満の建築物</u> 6万9,000円		ウ	<u>床面積の合計が</u> <u>2,000平方メートル</u> <u>以上5,000平方メー</u> <u>トル未満の建築物</u> 10万円
		<u>(イ) 床面積の合計</u> <u>が300平方メート</u> <u>ル以上2,000平方</u> <u>メートル未満の建</u> <u>築物</u> 12万円			
		<u>(ウ) 床面積の合計</u> <u>が2,000平方メー</u> <u>トル以上5,000平</u> <u>方メートル未満の</u> <u>建築物</u> 20万円			
		<u>(エ) 床面積の合計</u> <u>が5,000平方メー</u> <u>トル以上の建築物</u> 28万円			
	エ	<u>非住宅部分（建築</u> <u>物エネルギー消費性</u> <u>能基準等を定める省</u> <u>令第1条第1項第1</u> <u>号ロの評価方法によ</u> <u>る申請又は請求をさ</u> <u>れたものに限る。）</u> <u>（オに掲げるものを</u> <u>除く。） 次に掲げ</u> <u>る非住宅部分の床面</u> <u>積の区分に応じ、そ</u> <u>れぞれ次に定める金</u> <u>額</u> <u>(ア) 床面積の合計</u> <u>が300平方メート</u>		エ	<u>床面積の合計が</u> <u>5,000平方メートル</u> <u>以上1万平方メート</u> <u>ル未満の建築物</u> 15万円

改 正			現 行		
		<u>ル未満の建築物</u> <u>8 万7, 000円</u> <u>(イ) 床面積の合計</u> <u>が300平方メー</u> <u>トル以上1, 000平方</u> <u>メートル未満の建</u> <u>築物</u> <u>11万円</u> <u>(ウ) 床面積の合計</u> <u>が1, 000平方メー</u> <u>トル以上2, 000平</u> <u>方メートル未満の</u> <u>建築物</u> <u>15万円</u> <u>(エ) 床面積の合計</u> <u>が2, 000平方メー</u> <u>トル以上5, 000平</u> <u>方メートル未満の</u> <u>建築物</u> <u>24万円</u> <u>(オ) 床面積の合計</u> <u>が5, 000平方メー</u> <u>トル以上 1 万平方</u> <u>メートル未満の建</u> <u>築物</u> <u>31万円</u> <u>(カ) 床面積の合計</u> <u>が 1 万平方メー</u> <u>トル以上 2 万5, 000</u> <u>平方メートル未満</u> <u>の建築物</u> <u>37万円</u> <u>(キ) 床面積の合計</u> <u>が 2 万5, 000平方</u> <u>メートル以上の建</u> <u>築物</u> <u>44万円</u> <u>オ 非住宅部分（建築</u> <u>物エネルギー消費性</u> <u>能基準等を定める省</u> <u>令第 1 条第 1 項第 1</u> <u>号ロの評価方法によ</u> <u>る申請又は請求をさ</u> <u>れた工場、倉庫、卸</u> <u>売市場その他これら</u> <u>に類する用途のみに</u> <u>供するものに限る。）</u> <u>次に掲げる非住宅部</u> <u>分の床面積の区分に</u> <u>応じ、それぞれ次に</u> <u>定める金額</u>			<u>オ 床面積の合計が 1</u> <u>万平方メートル以上</u> <u>2 万5, 000平方メー</u> <u>トル未満の建築物</u> <u>19万円</u>

改 正			現 行		
		<u>(ア) 床面積の合計</u> <u>が300平方メートル未満の建築物</u> <u>1 万9, 000円</u>			
		<u>(イ) 床面積の合計</u> <u>が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満の建築物</u> <u>2 万6, 000円</u>			
		<u>(ウ) 床面積の合計</u> <u>が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満の建築物</u> <u>3 万8, 000円</u>			
		<u>(エ) 床面積の合計</u> <u>が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の建築物</u> <u>9 万5, 000円</u>			
		<u>(オ) 床面積の合計</u> <u>が5, 000平方メートル以上1 万平方メートル未満の建築物</u> <u>14万円</u>			
		<u>(カ) 床面積の合計</u> <u>が1 万平方メートル以上2 万5, 000平方メートル未満の建築物</u> <u>18万円</u>			
		<u>(キ) 床面積の合計</u> <u>が2 万5, 000平方メートル以上の建築物</u> <u>22万円</u>			
		<u>カ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされたものに限る。）（キに掲げるものを除く。） 次</u> <u>に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定</u>			<u>カ 床面積の合計が2</u> <u>万5, 000平方メートル以上の建築物</u> <u>23万円</u>

改 正			現 行		
		める金額			
		(ア) 床面積の合計			
		が300平方メートル未満の建築物			
		23万円			
		(イ) 床面積の合計			
		が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物			
		29万円			
		(ウ) 床面積の合計			
		が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物			
		37万円			
		(エ) 床面積の合計			
		が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物			
		53万円			
		(オ) 床面積の合計			
		が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物			
		65万円			
		(カ) 床面積の合計			
		が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物			
		77万円			
		(キ) 床面積の合計			
		が2万5,000平方メートル以上の建築物			
		87万円			
		キ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる			

改 正			現 行		
		非住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計 が300平方メー トル未満の建築物 2 万3, 000円 (イ) 床面積の合計 が300平方メー トル以上1, 000平方 メートル未満の建 築物 3 万1, 000円 (ウ) 床面積の合計 が1, 000平方メー トル以上2, 000平 方メートル未満の 建築物 4 万3, 000円 (エ) 床面積の合計 が2, 000平方メー トル以上5, 000平 方メートル未満の 建築物 10万円 (オ) 床面積の合計 が5, 000平方メー トル以上1 万平方 メートル未満の建 築物 15万円 (カ) 床面積の合計 が1 万平方メー トル以上2 万5, 000 平方メートル未満 の建築物 19万円 (キ) 床面積の合計 が2 万5, 000平方 メートル以上の建 築物 23万円			
55 建築物のエネルギ－消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	(1) 一戸建ての住宅のうち、既に建築物エネルギー消費性能適合性判	55 建築物のエネルギ－消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) 既に _____ 建築物エネルギー消費性能適合性判

改 正			現 行		
更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	等手数	定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額の2分の1の額 (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。）の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。））前項(4)ア、イ又はウの規定の例により算定した金額の2分の1の額	更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	等手数	定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）前項の規定の例により算定した金額の2分の1の額 (2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物（(イ)に掲げるものを除く。） 8万7,000円 (イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 1万9,000円 (ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた建築物（(エ)に掲げるものを除く。） 23万円

改 正			現 行		
		<u>イ 非住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）） 前項(4)エ、オ、カ又はキの規定の例により算定した金額の2分の1の額</u> <u>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</u>			<u>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u> 2万3,000円 <u>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</u>
56 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) (略) (2) <u>一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅</u> 2万5,000円 <u>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅</u>	56 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) (略) (新設)

改 正			現 行		
		2 万8,000円 (3) 一戸建ての住宅 ((1) 及び(2)に該当するものを除く。) の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ (略) (4) 一の建築物 (一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。) の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分 _____ _____ _____ _____ _____ _____ (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) イ 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル			(2) 一戸建ての住宅 ((1) _____に該当するものを除く。) の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ (略) (3) 一の建築物 (一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。) の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分 (共用部分の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。) (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) (新設)

改 正			現 行		
		ル未満の建築物 5万1,000円 (イ) 床面積の合計 が300平方メー トル以上2,000平方 メートル未満の建 築物 8万6,000円 (ウ) 床面積の合計 が2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満の 建築物 15万円 (エ) 床面積の合計 が5,000平方メー トル以上の建築物 22万円 ウ 住宅部分（ア及び イに該当するものを 除く。） 次に掲げ る住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 （ア）～（エ） （略） エ （略） オ 非住宅部分（エに 該当するものを除 く。） 次に掲げる 非住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 （ア）～（キ） （略） (5) 2以上の建築物の場 合（建築物のエネルギ ー消費性能の向上等 に関する法律第29条第3 項に規定する他の建築 物を含む場合をいう。 次項、59の項及び60の 項において同じ。） 当 該計画に係る建築物に ついて、次に掲げる建 築物の区分に応じそれ ぞれ次に定める金額を 合算した金額 ア 申請に係る建築物 (1)、(2)、(3)又は(4)の 規定の例により算定 した金額 イ 他の建築物（ウに			イ 住宅部分（アに 該当するものを 除く。） 次に掲げ る住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 （ア）～（エ） （略） ウ （略） エ 非住宅部分（ウに 該当するものを除 く。） 次に掲げる 非住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 （ア）～（キ） （略） (4) 2以上の建築物の場 合（建築物のエネルギ ー消費性能の向上等 に関する法律第34条第3 項に規定する他の建築 物を含む場合をいう。 次項、59の項及び60の 項において同じ。） 当 該計画に係る建築物に ついて、次に掲げる建 築物の区分に応じそれ ぞれ次に定める金額を 合算した金額 ア 申請に係る建築物 (1)、(2)又は(3)の 規定の例により算定 した金額 イ 他の建築物（ウに

改 正			現 行		
		掲げるものを除く。) (1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額 ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）次項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額			掲げるものを除く。) (1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）次項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額
57 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額	57 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額
58 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合	建築基準関係規定の適合審査の申出があった建	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額	58 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合	建築基準関係規定の適合審査の申出があった建	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

改 正			現 行		
を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料	ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万5,000円 (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 2万8,000円 (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 4万3,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 4万8,000円 (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 5万5,000円 (カ)～(シ) (略) イ (略) (2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであ	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料	ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万円 (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 1万8,000円 (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 2万8,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 3万6,000円 (新設) (オ)～(サ) (略) イ (略) (2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであ	

改 正			現 行		
		ると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略)			ると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略)
59 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) (略) (2) <u>一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅</u> <u>1万2,500円</u> <u>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅</u> <u>1万4,000円</u> (3) <u>一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア・イ (略)</u> (4) <u>一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</u> <u>ア (略)</u> <u>イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ</u>	59 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) (略) (新設) (2) <u>一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア・イ (略)</u> (3) <u>一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</u> <u>ア (略)</u> <u>(新設)</u>

改 正			現 行		
		(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 2万5,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 4万3,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 7万5,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 11万円 ウ 既に計画の認定を受けた住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) エ (略) オ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（エに該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略) カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 56の項(4)の規定の例により算定した			イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（アに 該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) ウ (略) エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（ウに該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略) オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 56の項(3)の規定の例により算定した

改 正			現 行		
		金額（この場合において、<u>同項(4)</u>中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。） (5) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額 イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。）(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額 ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）56の項(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額 オ 新たに計画に追加			金額（この場合において、<u>同項(3)</u>中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。） (4) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。）(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 オ 新たに計画に追加

改 正			現 行		
		する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額			する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額
60	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの）	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請手数料 (1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） 前項(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額 ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。） (1)又は(2)の規定の例により算定した金額 エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）	60	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの）	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請手数料 (1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） 前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。） (1)又は(2)の規定の例により算定した金額 エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）

改 正			現 行		
		56の項(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額 オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額			56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額
(削除)			61 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)（同令附則第4条第1項に該当する場合にあっては、同号ロ(1)）に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 3万4,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 3万8,000円 (2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

改 正			現 行		
					1 万7,000円 イ 床面積の合計が 200平方メートル以 上の一戸建ての住宅 1 万9,000円 (3) 一の建築物（一戸建 ての住宅を除く。次項 において同じ。）の場 合 当該申請に係る建 築物の部分について、 次に掲げる建築物の部 分の区分に応じそれぞ れ次に定める金額を合 算した金額 ア 住宅部分（建築物 エネルギー消費性能 基準等を定める省令 第1条第1項第2号 イ(1)及びロ(1)（同令 附則第4条第1項に 該当する場合にあつ ては、同号ロ(1)）又 は同令第1条第1項 第3号ロ（同項第2 号イ(2)に適合するも のとして申請され、 かつ、住宅部分の設 計一次エネルギー消 費量（同項第1号イ に規定する設計一次 エネルギー消費量を いう。以下アにおい て同じ。）が同項第 2号ロ(2)の一次エネ ルギー消費量モデル 住宅の設計一次エネ ルギー消費量を用い て算出された場合を 除く。）に適合する ものとして申請され た建築物に係るもの に限る。） 次に掲 げる住宅部分の床面 積の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金 額 (ア) 床面積の合計 が300平方メート ル未満の建築物 6 万9,000円 (イ) 床面積の合計

改 正			現 行		
					<u>が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 12万円
					<u>(ウ) 床面積の合計</u> <u>が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 20万円
					<u>(エ) 床面積の合計</u> <u>が5,000平方メートル以上の建築物</u> 28万円
					<u>イ 住宅部分（アに該当するものを除く。）</u> <u>次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(ア) 床面積の合計</u> <u>が300平方メートル未満の建築物</u> 3万3,000円
					<u>(イ) 床面積の合計</u> <u>が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 5万7,000円
					<u>(ウ) 床面積の合計</u> <u>が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 10万円
					<u>(エ) 床面積の合計</u> <u>が5,000平方メートル以上の建築物</u> 16万円
					<u>ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）</u> <u>次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に</u>

改 正			現 行		
					定める金額 (ア) 床面積の合計 が300平方メートル未満の建築物 8万7,000円 (イ) 床面積の合計 が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 11万円 (ウ) 床面積の合計 が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円 (エ) 床面積の合計 が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円 (オ) 床面積の合計 が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円 (カ) 床面積の合計 が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円 (キ) 床面積の合計 が2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円 エ 非住宅部分（ウに該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計 が300平方メートル未満の建築物 23万円 (イ) 床面積の合計

改 正			現 行		
					<u>が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> 29万円 <u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 37万円 <u>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 53万円 <u>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 65万円 <u>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 77万円 <u>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 87万円
(削除)			62 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性</u>	登録住宅性能評価機関等に による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料	(1) <u>一戸建ての住宅の場合</u> 4,700円 (2) <u>一の建築物の場合</u> 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア <u>住宅部分</u> 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル</u>

改 正			現 行		
			能評価機関等による審査を受けた場合、当該建築物について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。）		ル未満の建築物 9,400円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万5,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 8万1,000円 イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 1万6,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万7,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 8万円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 13万円

改 正			現 行		
					(カ) 床面積の合計 が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 16万円 (キ) 床面積の合計 が2万5,000平方メートル以上の建築物 20万円
61 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料	(1) 一戸建ての住宅のうち、既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。） 54の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額の2分の1の額（この場合において、同項(1)及び(2)中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。） (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。）の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）） 54の項(4)ア、イ又はウの規定の例により算定した金額の2分の1の額（この場合において、同項(4)ア及びイ中「申請又は請求をされた」とあるのは、	63 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料	当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) 既に 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。） 54の項の規定の例により算定した金額の2分の1の額（この場合において、同項 中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。） (2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー

改 正			現 行		
		<u>「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。）</u>			<u>一消費性能適合性判定を受けた建築物（(イ)に掲げるものを除く。）</u> <u>8万7,000円</u> <u>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u> <u>1万9,000円</u> <u>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(エ)に掲げるものを除く。）</u> <u>23万円</u> <u>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u> <u>2万3,000円</u>
		<u>イ 非住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）） 54の項(4)エ、オ、カ又はキの規定の例により算定した金額の2</u>			<u>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エ</u>

改 正			現 行		
		分の1の額（この場合において、同項(4)エからキまでの規定中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。） ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）			<u>エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</u>
62・63	(略)		64・65	(略)	
64	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査	特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料 62の項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額	66	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査	特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料 64の項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額
9～11	(略)		9～11	(略)	

改 正			現 行		
(宅地建物取引業者名簿等の写しの交付) 第1条 何人も、規則で定めるところにより、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第10条の規定により閲覧に供することとされている宅地建物取引業者名簿及び特定書類 又はこれらの写し（別表において「宅地建物取引業者名簿等」という。）の写しの交付を請求することができる。 第2条～第4条 （略） 別表（第2条関係）			(宅地建物取引業者名簿等の写しの交付) 第1条 何人も、規則で定めるところにより、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第10条の規定により閲覧に供することとされている宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び法第9条の届出に係る書類 又はこれらの写し（別表において「宅地建物取引業者名簿等」という。）の写しの交付を請求することができる。 第2条～第4条 （略） 別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	宅地建物取引業免許申請手数料	3万3,000円 （当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、2万6,500円）	1 法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	宅地建物取引業免許申請手数料	3万3,000円
2 法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業免許更新申請手数料	3万3,000円 （当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用す	2 法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業免許更新申請手数料	3万3,000円

改 正			現 行		
		<u>る方法により 行う場合にお ける当該申請 に係る審査に あつては、2 万6,500円)</u>			
3～10 (略)			3～10 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		

5 港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）新旧対照表

改 正										現 行									
(利用の承認) 第4条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第1号ア及びエ、第2号イ及びウ並びに第4号にあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。 (1) 湘南港 ア (略) イ 南物揚場、南二号物揚場、中央物揚場、北物揚場及び浮棧橋 ウ～ク (略) (2)～(4) (略) 2 (略)										(利用の承認) 第4条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第1号ア及びエ、第2号イ及びウ並びに第4号にあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。 (1) 湘南港 ア (略) イ 南物揚場_____、中央物揚場、北物揚場及び浮棧橋 ウ～ク (略) (2)～(4) (略) 2 (略)									
別表第1（第11条関係） 1 岸壁利用料 (略) 2 係留料										別表第1（第11条関係） 1 岸壁利用料 (略) 2 係留料									
港 湾 名	施設名	利用 の期 間	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年		港 湾 名	施設名	利用 の期 間	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年			
		単位	1 日		1 箇月		1 箇年				単位	1 日		1 箇月		1 箇年			
		利用者	県内 に住 所を 有する者	県外 に住 所を 有する者	県内 に住 所を 有する者	県外 に住 所を 有する者	県内 に住 所を 有する者	県外 に住 所を 有する者			利用者	県内 に住 所を 有する者	県外 に住 所を 有する者	県内 に住 所を 有する者	県外 に住 所を 有する者	県内 に住 所を 有する者	県外 に住 所を 有する者		
湘 南 港	南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋	(略)							湘 南 港	南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋	(略)								
	南二号物揚場	6 ヶ月以下のも	9,670円	11,600円						(新規)									

改 正								現 行							
		6メ ート ルを 超え 6.5メ ート ル以 下の もの	10,88 0円	13,05 0円											
		6.5メ ート ルを 超え 7メ ート ル以 下の もの	12,09 0円	14,50 0円											
		7メ ート ルを 超え 7.5メ ート ル以 下の もの	13,30 0円	15,96 0円											
		7.5メ ート ルを 超え 8メ ート ル以 下の もの	14,51 0円	17,41 0円											
		8メ ート ルを 超え 8.5メ ート ル以 下の	15,72 0円	18,86 0円											

改 正								現 行							
		もの													
		8.5メ	16,93	20,31											
		一ト	0円	0円											
		ルを													
		超え													
		9メ													
		一ト													
		ル以													
		下の													
		もの													
		9メ	18,14	21,76											
		一ト	0円	0円											
		ルを													
		超え													
		9.5メ													
		一ト													
		ル以													
		下の													
		もの													
		9.5メ	19,35	23,22											
		一ト	0円	0円											
		ルを													
		超え													
		10メ													
		一ト													
		ル以													
		下の													
		もの													
		10メ	19,35	23,22											
		一ト	0円に	0円に											
		ルを	10メ	10メ											
		超え	一ト	一ト											
		るも	ルを	ルを											
		の	超え	超え											
			る0.5	る0.5											
			メー	メー											
			トル	トル											
			まで	まで											
			ごと	ごと											
			に	に											
			1,210	1,450											
			円を	円を											
			加算	加算											
			した	した											

改 正									現 行								
			額	額													
	(略)									(略)							
(略)									(略)								
備考 1～4 (略)									備考 1～4 (略)								
<u>5 利用の期間が1時間に満たない場合における湘南港の南二号物揚場の利用に係る係留料は、備考3の規定にかかわらず、1日の係留料の額に8分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u>									(新規)								
<u>6・7</u> (略)									<u>5・6</u> (略)								
2の2 荷さばき地利用料 (略)									2の2 荷さばき地利用料 (略)								
3 陸置料 (略)									3 陸置料 (略)								
4 船舶給水料 (略)									4 船舶給水料 (略)								
5 船舶修理施設利用料 (略)									5 船舶修理施設利用料 (略)								
6 港湾管理事務所利用料 (略)									6 港湾管理事務所利用料 (略)								
7 専用利用料 (略)									7 専用利用料 (略)								

6 神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第12条 （略） （設置の禁止） 第13条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造であるもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもの以外のものの上階に設けてはならない。 （1）～（3） （略） 2 <u>前項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等（政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</u> 第14条～第19条 （略） （長屋の構造等） 第20条 （略） 2～4 （略） 5 <u>第1項又は第2項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</u> 第21条 （略） （構造） 第22条 （略） 2 <u>前項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</u> 第23条 （略） （たな状寝所を有するホテル及び旅館の構造） 第24条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、たな状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造と	第1条～第12条 （略） （設置の禁止） 第13条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造でないもの ____の上階に設けてはならない。 （1）～（3） （略） （新規） 第14条～第19条 （略） （長屋の構造等） 第20条 （略） 2～4 （略） （新規） 第21条 （略） （構造） 第22条 （略） （新規） 第23条 （略） （たな状寝所を有するホテル及び旅館の構造） 第24条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、たな状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造__

改 正	現 行
し、又は特定主要構造部を耐火構造としなければならぬ。 2・3 (略) 4 第1項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。 第25条～第31条 (略) (前面空地及び側面空地) 第32条 (略) 2 興行場等の用途に供する建築物の<u>屋根を除く特定主要構造部</u>が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に次の各号の定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造のポーチ（これに類するものを含む。）とすることができる。 (1)～(3) (略) 3・4 (略) (屋外への出口) 第33条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、<u>屋根を除く特定主要構造部</u>が耐火構造の建築物にあつては17センチメートル以上、その他のものにあつては20センチメートル以上としなければならない。 2 (略) 第34条 (略) (敷地内通路) 第35条 (略) 2・3 (略) 4 <u>屋根を除く特定主要構造部</u>が耐火構造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分に、第32条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。 (廊下及び広間の類) 第36条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル（<u>屋根を除く特定主要構造部</u>が耐火構造のものにあつては、300平方メートル）以内の場合には、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。	としなければならぬ。 2・3 (略) (新規) 第25条～第31条 (略) (前面空地及び側面空地) 第32条 (略) 2 興行場等の用途に供する建築物の<u>主要構造部又は屋根を除く主要構造部</u>が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に次の各号の定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造のポーチ（これに類するものを含む。）とすることができる。 (1)～(3) (略) 3・4 (略) (屋外への出口) 第33条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、<u>主要構造部又は屋根を除く主要構造部</u>が耐火構造の建築物にあつては17センチメートル以上、その他のものにあつては20センチメートル以上としなければならない。 2 (略) 第34条 (略) (敷地内通路) 第35条 (略) 2・3 (略) 4 <u>主要構造部又は屋根を除く主要構造部</u>が耐火構造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分に、第32条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。 (廊下及び広間の類) 第36条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル（<u>主要構造部又は屋根を除く主要構造部</u>が耐火構造のものにあつては、300平方メートル）以内の場合には、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

改 正	現 行
3・4 (略) 第37条～第42条 (略) (主階が避難階以外の階にある興行場等) 第43条 (略) 2・3 (略) 4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物（その<u>特定主要構造部</u>の性能が政令第107条各号又は<u>第108条の4第1項第1号イ及びロ</u> に掲げる基準に適合するものに限る。）又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。 5 <u>前項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</u> 第44条～第48条 (略) (1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造) 第49条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、<u>特定主要構造部を耐火構造とし</u>、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。 (建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造) 第50条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が1階以外の階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。	3・4 (略) 第37条～第42条 (略) (主階が避難階以外の階にある興行場等) 第43条 (略) 2・3 (略) 4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物（その<u>主要構造部</u>の性能が政令第107条各号又は<u>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の政令（第51条の3において「旧政令」という。）第108条の3第1項第1号イ及びロ</u>に掲げる基準に適合するものに限る。）又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。 (新規) 第44条～第48条 (略) (1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造) 第49条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、<u>_____</u>、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。 (建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造) 第50条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が1階以外の階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。

改 正	現 行
ただし、階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについては、この限りでない。 (1) 主要構造部を準耐火構造若しくは<u>政令第109条の3第2号の基準に適合する構造とし、又は特定主要構造部を耐火構造と</u>すること。 (2)～(5) (略) 2 (略) 第51条・第51条の2 (略) (適用の特例) 第51条の3 <u>特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物</u>(次項に規定する建築物を除く。)に対する<u>第13条第1項、第16条第2項、第16条の2第3項、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1号及び第52条の2第2号</u>の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。 2 <u>特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物</u>(当該建築物の<u>特定主要構造部</u>である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び<u>特定主要構造部が政令第108条の4第1項第2号に該当する建築物</u>(当該建築物の<u>特定主要構造部</u>である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第28条第2号、第46条第1項、第50条第2項<u>及び第51条の2第1号</u>の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。 第51条の4～第52条の19 (略) (手数料の減免)	ただし、階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについては、この限りでない。 (1) 主要構造部を準耐火構造又は<u>_____政令第109条の3第2号の基準に適合する構造_____</u>とすること。 (2)～(5) (略) 2 (略) 第51条・第51条の2 (略) (適用の特例) 第51条の3 <u>主要構造部が旧政令第108条の3第1項第1号又は第2号</u>に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する<u>第13条_____、第16条第2項、第16条の2第3項、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1号、第52条の2第2号</u>の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。 2 <u>主要構造部が旧政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物</u>(当該建築物の<u>主要構造部</u>である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び<u>主要構造部が旧政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物</u>(当該建築物の<u>主要構造部</u>である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第28条第2号、第46条第1項、第50条第2項、<u>第51条の2第1号</u>の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。 第51条の4～第52条の19 (略) (手数料の減免)

改 正	現 行
第52条の20 （略） 2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） 3 （略） 第53条 （略） （一定の複数建築物に対する制限の緩和） 第54条 （略） 2 前項に規定する建築物について第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第43条第4項又は第50条第1項の規定を適用する場合においては、<u>特定主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</u> 第55条 （略） （既存建築物に対する制限の緩和） 第56条 この条において「基準時」とは、<u>法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この項、第8項及び第15項から第17項までにおいて同じ。）の規定により第11条、第16条、第16条の2、第19条、第23条第2項、第28条、第28条の2、第29条第2項、第30条第1項第4号、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第4項第5号、第39条、第43条第2項若しくは第3項、第48条、第51条の2、第52条の9又は第52条の10の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。</u> 2 （略） 3 <u>法第3条第2項の規定により、第11条、第16条、第23条第2項、第28条、第28条の2、第33条、第34条、第36条第4項第5号、第39条、第43条第2項若しくは第3項又は第48条の規定の</u>	第52条の20 （略） 2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） 3 （略） 第53条 （略） （一定の複数建築物に対する制限の緩和） 第54条 （略） 2 前項に規定する建築物について第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第43条第4項又は第50条第1項の規定を適用する場合においては、<u>主要構造部</u> が耐火構造である建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。 第55条 （略） （既存建築物に対する制限の緩和） 第56条 （新規） （略） （新規）

改 正	現 行
<u>適用を受けない建築物に係る増築（居室の部分に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル。次項及び第5項において同じ。）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。</u> 4 <u>法第3条第2項の規定により、第16条の2、第19条、第29条第2項、第30条第1項第4号又は第35条第1項から第3項までの規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。</u> 5 <u>法第3条第2項の規定により、第51条の2の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、同条の規定は、適用しない。</u> 6 <u>法第3条第2項の規定により、第13条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24条第1項又は第43条第4項の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築のうち、増築又は改築に係る部分がこれらの規定に適合するものであつて、かつ、火熱遮断壁等で区画されるものである場合においては、これらの規定は、適用しない。</u> 7 （略） 8 法第3条第2項 _____ _____の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条ま	（新規） （新規） （新規） 2 （略） 3 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第7項から第9項までにおいて同じ。）の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条ま

改 正	現 行
で、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。	で、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。
9 <u>法第3条第2項の規定により、第11条、第16条又は第28条の2の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないものについては、これらの規定は、適用しない。</u>	(新規)
10 <u>法第3条第2項の規定により、第51条の2の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替については、同条の規定は、適用しない。</u>	(新規)
11・12 (略)	4・5 (略)
13 <u>法第3条第2項の規定により、第13条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24条第1項又は第43条第4項の規定の適用を受けない建築物であつて、当該建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対して、これらの規定は、適用しない。</u>	(新規)
14 <u>法第3条第2項の規定により、第11条、第15条、第23条第1項、第36条第4項第1号から第3号まで又は第52条の11から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築については、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。</u>	6 法第3条第2項の規定により、第11条_____ _____又は第52条の11から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築については、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。
15 <u>法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る新築（用途の変更を伴わないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）</u>、増築若しくは改築で新築、増築若しくは改築後における延べ面積が基準時_____	7 法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る新築（用途の変更を伴わないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）、増築若しくは改築で新築、増築若しくは改築後における延べ面積が基準時_____（法第3条第2項の規定により第52条の9

改 正	現 行
_____における当該延べ面積を超えないもの又は政令第137条の8各号に定める範囲内の増築若しくは改築については、第52条の9の規定は、適用しない。 <u>16・17</u> (略) 第57条 (略) (読替規定) 第57条の2 知事が別に定める区域内の建築物等について、第4条ただし書、第5条ただし書、第12条ただし書、第26条第3項、第31条第3項、第44条、第48条第1項ただし書、<u>第56条第7項</u>又は前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、前条中「神奈川県建築審査会」とあるのは「当該市町村に置かれる建築審査会」と読み替えるものとする。 第58条 (略) (罰則) 第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、第4条、第5条、第9条、<u>第11条、第12条、第13条第1項、第15条から第17条まで、第19条、第20条第1項から第4項まで、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第1項</u>若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項、第3項若しくは第4項、第37条から第39条まで、第41条、第43条第2項若しくは第4項、第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等（以下この項において「認定建築材料等」という。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築	<u>又は第52条の10の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次項において同じ。）</u>における当該延べ面積を超えないもの又は政令第137条の8各号に定める範囲内の増築若しくは改築については、第52条の9の規定は、適用しない。 <u>8・9</u> (略) 第57条 (略) (読替規定) 第57条の2 知事が別に定める区域内の建築物等について、第4条ただし書、第5条ただし書、第12条ただし書、第26条第3項、第31条第3項、第44条、第48条第1項ただし書、<u>第56条第2項</u>又は前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、前条中「神奈川県建築審査会」とあるのは「当該市町村に置かれる建築審査会」と読み替えるものとする。 第58条 (略) (罰則) 第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、第4条、第5条、第9条、<u>第11条から第13条まで</u>_____<u>、第15条から第17条まで、第19条から第23条まで</u>_____<u>、第24条第1項</u>若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項、第3項若しくは第4項、第37条から第39条まで、第41条、第43条第2項若しくは第4項、第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等（以下この項において「認定建築材料等」という。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築

改 正			現 行		
物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。			物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。		
2・3 （略）			2・3 （略）		
別表（第52条の19、第52条の20関係）			別表（第52条の19、第52条の20関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する通知に対する審査	建築物に関する確認申請等手数料	(1) 申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する建築設備（昇降機に限る。以下この項から3の項までにおいて同じ。）に係る部分が含まれない場合 ア 床面積の合計が、30平方メートル以内のもの <u>1万5,000円</u>	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する通知に対する審査	建築物に関する確認申請等手数料	(1) 申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する建築設備（昇降機に限る。以下この項から3の項までにおいて同じ。）に係る部分が含まれない場合 ア 床面積の合計が、30平方メートル以内のもの <u>1万円</u>
		イ 床面積の合計が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>2万8,000円</u>			イ 床面積の合計が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>1万8,000円</u>
		ウ 床面積の合計が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>4万3,000円</u>			ウ 床面積の合計が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>2万8,000円</u>
		エ 床面積の合計が、200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内のもの</u> <u>4万8,000円</u>			エ 床面積の合計が、200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u> <u>3万6,000円</u>

改 正			現 行		
		<u>オ 床面積の合計</u> <u>が、300平方メ</u> <u>ートルを超え、</u> <u>500平方メート</u> <u>ル以内のもの</u> <u>5万5,000円</u> <u>カ～シ (略)</u> (2) (略)			(新規) <u>オ～サ (略)</u> (2) (略)
2 法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(次項に該当する場合を除く。)	建築物に関する完了検査申請等手数料	(1) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物の申請又は通知に法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ア 床面積の合計が、30平方メートル以内のもの <u>2万4,000円</u> イ 床面積の合計が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>3万円</u> ウ 床面積の合計が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>3万9,000円</u> エ 床面積の合計が、200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内のもの</u> <u>4万4,000円</u> <u>オ 床面積の合計</u> <u>が、300平方メ</u> <u>ートルを超え、</u> <u>500平方メート</u> <u>ル以内のもの</u> <u>5万3,000円</u> <u>カ～シ (略)</u>	2 法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査_____ _____ _____	建築物に関する完了検査申請等手数料	(1) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物の申請又は通知に法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ア 床面積の合計が、30平方メートル以内のもの <u>1万6,000円</u> イ 床面積の合計が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>1万9,000円</u> ウ 床面積の合計が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>2万5,000円</u> エ 床面積の合計が、200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u> <u>3万4,000円</u> (新規) <u>オ～サ (略)</u>

改 正			現 行		
		(2) (略) (3) 法第7条の3 第1項の特定工程 に係る建築物の申 請又は通知に法第 87条の4に規定す る建築設備に係る 部分が含まれない 場合 ア 床面積の合計 が、30平方メー トル以内のもの <u>2万3,000円</u> イ 床面積の合計 が、30平方メー トルを超え、 100平方メート ル以内のもの <u>2万9,000円</u> ウ 床面積の合計 が、100平方メ ートルを超え、 200平方メート ル以内のもの <u>3万8,000円</u> エ 床面積の合計 が、200平方メ ートルを超え、 300平方メート ル以内のもの <u>4万2,000円</u> オ 床面積の合計 が、300平方メ ートルを超え、 500平方メート ル以内のもの <u>4万9,000円</u> <u>カ～シ</u> (略) (4) (略)			(2) (略) (3) 法第7条の3 第1項の特定工程 に係る建築物の申 請又は通知に法第 87条の4に規定す る建築設備に係る 部分が含まれない 場合 ア 床面積の合計 が、30平方メー トル以内のもの <u>1万5,000円</u> イ 床面積の合計 が、30平方メー トルを超え、 100平方メート ル以内のもの <u>1万8,000円</u> ウ 床面積の合計 が、100平方メ ートルを超え、 200平方メート ル以内のもの <u>2万4,000円</u> エ 床面積の合計 が、200平方メ ートルを超え、 500平方メート ル以内のもの <u>3万1,000円</u> (新規) <u>オ～サ</u> (略) (4) (略)
2の2 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律（平成27 年法律第53	建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定対象建 築物に関	(1) 一戸建ての住 宅の場合 前項の規定の例 により算定した額 に、1万4,000円 を加えた額	(新規)		

改 正		現 行		
号) 第11条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない要確認特定建築行為又は同法第12条第2項若しくは第3項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない要通知特定建築行為に係る建築物に関する法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく完了検査	する完了検査申請等手数料	(2) 一の建築物 (一戸建ての住宅を除く。)の場合 前項の規定の例により算定した額に、次に掲げる建築物の部分(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分)の床面積(内部に間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。))を有しない階又はその一部であつて常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上である部分の床面積を除く。以下この項において同じ。)の区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額を加えた額 ア 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。) (ア) 床面積の合計が300平方メートル未		

改 正			現 行		
		<u>満のもの</u> <u>2 万1, 000円</u> <u>(イ) 床面積の</u> <u>合計が300平</u> <u>方メートル以</u> <u>上2, 000平方</u> <u>メートル未満</u> <u>のもの</u> <u>3 万5, 000円</u> <u>(ウ) 床面積の</u> <u>合計が2, 000</u> <u>平方メートル</u> <u>以上5, 000平</u> <u>方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>6 万7, 000円</u> <u>(エ) 床面積の</u> <u>合計が5, 000</u> <u>平方メートル</u> <u>以上のもの</u> <u>10万円</u> <u>イ 非住宅部分</u> <u>(建築物エネル</u> <u>ギー消費性能基</u> <u>準等を定める省</u> <u>令第 1 条第 1 項</u> <u>第 1 号に規定す</u> <u>る非住宅部分を</u> <u>いう。)</u> <u>(ア) 床面積の</u> <u>合計が300平</u> <u>方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>1 万9, 000円</u> <u>(イ) 床面積の</u> <u>合計が300平</u> <u>方メートル以</u> <u>上1, 000平方</u> <u>メートル未満</u> <u>のもの</u> <u>2 万6, 000円</u> <u>(ウ) 床面積の</u> <u>合計が1, 000</u> <u>平方メートル</u> <u>以上2, 000平</u>			

改 正			現 行		
		<u>方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>3万8,000円</u> <u>(エ) 床面積の</u> <u>合計が2,000</u> <u>平方メートル</u> <u>以上5,000平</u> <u>方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>9万5,000円</u> <u>(オ) 床面積の</u> <u>合計が5,000</u> <u>平方メートル</u> <u>以上1万平方</u> <u>メートル未満</u> <u>のもの</u> <u>14万円</u> <u>(カ) 床面積の</u> <u>合計が1万平</u> <u>方メートル以</u> <u>上2万5,000</u> <u>平方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>18万円</u> <u>(キ) 床面積の</u> <u>合計が2万</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートル以上の</u> <u>もの 22万円</u>			
3 法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	(1) 申請又は通知に法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が、30平方メートル以内のもの <u>2万4,000円</u> イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が、30平方メートルを超え、100平方メ	3 法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	(1) 申請又は通知に法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が、30平方メートル以内のもの <u>1万5,000円</u> イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が、30平方メートルを超え、100平方メ

改 正			現 行		
		ートル以内のもの <u>2万8,000円</u> ウ 中間検査を行 う部分の床面積 の合計が、100 平方メートルを 超え、200平方 メートル以内の もの <u>3万7,000円</u> エ 中間検査を行 う部分の床面積 の合計が、200 平方メートルを 超え、<u>300平方</u> <u>メートル以内</u>の もの <u>4万2,000円</u> オ 中間検査を行 う部分の床面積 の合計が、<u>300</u> 平方メートルを 超え、<u>500平方</u> <u>メートル以内</u>の もの <u>5万円</u> <u>カ～シ</u> (略) (2) (略)			ートル以内のもの <u>1万8,000円</u> ウ 中間検査を行 う部分の床面積 の合計が、100 平方メートルを 超え、200平方 メートル以内の もの <u>2万3,000円</u> エ 中間検査を行 う部分の床面積 の合計が、200 平方メートルを 超え、<u>500平方</u> <u>メートル以内</u>の もの <u>3万2,000円</u> (新規) <u>オ～サ</u> (略) (2) (略)
4 法第7条の 6第1項第1 号若しくは第 2号(法第87 条の4又は第 88条第1項若 しくは第2項 において準用 する場合を含 む。)又は法 <u>第18条第38項</u> <u>第1号</u> 若しく は第2号(法 第87条の4又 は第88条第1 項若しくは第 2項において	(略)	(略)	4 法第7条の 6第1項第1 号若しくは第 2号(法第87 条の4又は第 88条第1項若 しくは第2項 において準用 する場合を含 む。)又は法 <u>第18条第24項</u> <u>第1号</u> 若しく は第2号(法 第87条の4又 は第88条第1 項若しくは第 2項において	(略)	(略)

改 正			現 行		
準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査			準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		
4の2～35 (略)	(略)	(略)	4の2～35 (略)	(略)	(略)
36 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	(略)	(略)	36 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	(略)	(略)
37 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項又は法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく建築設備に関する中間検査	(略)	(略)	37 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項又は法第87条の4において準用する法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する中間検査	(略)	(略)
38 (略)	(略)	(略)	38 (略)	(略)	(略)
39 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査	(略)	(略)	39 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了検査	(略)	(略)

改 正			現 行		
40 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項又は法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく工作物に関する中間検査	(略)	(略)	40 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項又は法第88条第1項において準用する法第18条第19項の規定に基づく工作物に関する中間検査	(略)	(略)
41～44 (略)	(略)	(略)	41～44 (略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		